

# 選 択 約 款

(業務用 1 種契約)

2 0 2 2 年 1 1 月 1 日

袋井ガス株式会社

## 目 次

1. 約款の適用 .....	3
2. 選択約款の変更 .....	3
3. 用語の定義 .....	3
4. 適用条件 .....	3
5. 契約の締結 .....	3
6. 使用量の算定 .....	2
7. 料金 .....	2
8. 延滞利息 .....	3
9. 単位料金の調整 .....	3
10. 需給契約の補償料 .....	4
11. 名義の変更 .....	5
12. 契約の変更または解消 .....	5
13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料 .....	5
14. 本支管工事費の精算 .....	6
15. 緊急調整時の措置 .....	6
16. その他 .....	6
付 則 .....	7
1. 実施日 .....	7
(別 表) .....	8
1. 料金の算定方法 .....	8
2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。) .....	9

## 1. 約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値（小数点以下切捨て）をいいます。ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (8) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約使用可能量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約月平均使用量が400立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間引取量が契約年間使用量の65%以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

## 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
- ① 契約使用可能量
  - ② 契約年間使用量
  - ③ 契約年間引取量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようとする場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) 当社は、（別表）の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (3) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、一般ガス供給約款18の（3）および（4）に定めるところによります。
- (4) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は、（2）の従量料金に準じて算定いたします。
- (5) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

①料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

②料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数  
×0.0274パーセント (1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、(別表)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

## 9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により(別表)2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(別表)1の(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

= 基準単位料金 + 0.082円 × (原料価格変動額/100円) × (1 + 消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

= 基準単位料金 - 0.082円 × (原料価格変動額/100円) × (1 + 消費税率)

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トンあたり)

82,770円

② 平均原料価格(トンあたり)

(別表)1の(4)に定められた各3ヵ月間における貿易統計の数量および価額

から算定したトンあたりLNGおよびプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

= トンあたりLNG平均価格×0.9400+トンあたりプロパン平均価格×0.0645

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

10. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、月平均使用量未達補償料および契約年間引取量未達補償料とし、当社は、当該補償料を加えたものを、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 月平均使用量未達補償料

お客さまの年間の実績使用量を12で除した量が400立方メートル（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし契約月平均使用量未達補償料といたします。

$$\text{月平均使用量未達補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量に一般} \\ \text{ガス供給約款で定める} \\ \text{料金を適用して算定さ} \\ \text{れる料金相当額の合計} \\ \text{額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left( \begin{array}{l} \text{当該契約年度におい} \\ \text{て支払われた基本料} \\ \text{金および従量料金の} \\ \text{合計額} \end{array} \right)$$

(2) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月別使用量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じたものの合計} \\ \text{額を契約年間使用量で除し小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

### 1 1. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

### 1 2. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合及び9 の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

### 1 3. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、1 1 (1) の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または1 1 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、算出の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[ \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{1か月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{新契約の} \\ \text{1か月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{c} \text{解消日の} \\ \text{翌月から} \\ \text{前契約終} \\ \text{了月まで} \\ \text{の残存月} \\ \text{数} \end{array} \right]$$

#### 14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

#### 15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、(別表)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約使用} \\ \text{可能量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

#### 16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施日

実施日は2022年11月1日からとします。

## (別 表)

### 1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	5, 500. 00円
---------	-------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	107. 60円
-------------	----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	132. 71円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。